

令和6年7月診療分から 重度心身障害者医療費助成制度が 自動償還払い方式に移行します！

重度心身障害者医療費助成制度とは

重度の障害がある方の医療費の自己負担額(病院等窓口の支払額)を県と市町村で助成する制度です。

令和6年6月受診まで
(償還払い)

令和6年7月受診から
(自動償還払い)

保険医療機関等を受診し、自己負担額を支払



受給者が市町村の
窓口申請

- 1 保険医療機関等が国保連へ自己負担額データを報告
- 2 国保連が自己負担額集計データを市町村に報告

市町村より個人口座に振り込み

対象者

- ・身体障害者手帳1, 2級所持者
- ・知能指数35以下と判定された方(療育手帳A1, A2程度)
- ・身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下(療育手帳B1程度)と判定された方
- ・【R6.7追加】精神障害者保健福祉手帳1級所持者(通院医療費のみ)

留意事項

・自動償還払い方式への移行であり、現物給付(窓口無料化)ではありません。窓口で自己負担額を支払う必要があります。

・令和6年7月診療分より一定の所得のある方は、対象外となります。

例1:受給資格者本人で、扶養親族等がない場合

収入額の目安 5,180,000円

例2:配偶者又は扶養義務者で、扶養親族等が2人の場合

収入額の目安 8,799,000円

(詳細については、垂水市役所福祉課障害福祉係に確認ください。)

・自動償還払い方式による助成を受けるためには、窓口で受給資格者証を提示する必要があります。

・以下の場合、これまで通り、垂水市役所福祉課障害福祉係への支給申請が必要になります。(償還払い)

- ・ 保険医療機関等の窓口で受給資格者証の提示がない場合
- ・ 県外の保険医療機関等を受診した場合
- ・ 県医師会等に参加していない医療機関を受診した場合
- ・ 保険適用の医療用装具を作成した場合

問い合わせ先

垂水市役所福祉課障害福祉係

☎ 0994-32-1115(直通)